

# 国立大学法人東京外国語大学学位論文審査手数料等に関する規程

（平成 8年12月11日）  
制 定

改正 平成 9年 9月 1日 平成12年 7月 3日  
平成16年12月28日規則第227号 平成31年 1月25日規則第 6号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学位規程第8条に基づき学位論文審査手数料及びその徴収方法について定めるものとする。

（手数料）

第2条 学位論文審査手数料（以下「審査手数料」という。）の額は、1件について15万円とする。

（徴収方法）

第3条 審査手数料は、学位授与の申請を受理するときに徴収する。

附 則

この規程は、平成8年12月11日から施行し、平成8年12月2日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年7月3日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。